

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、三豊市山本町土地改良区が土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（かんがい排水事業）財田西地区）を行うことについて令和4年9月14日認可した。

令和4年9月30日

香川県知事 池 田 豊 人